|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| サービス種類 | 届出の種類 | 添付書類 |
| 通所リハビリテーション | ①施設等区分（事業所規模）の変更  ※新型コロナウイルス感染症による場合の特例は、令和６年４月届出提出分（３月減少分）をもって終了。 | ・利用延人員数計算シート（通所リハビリテーション）  （参考様式３０－２）  ※規模区分の変更の特例を届け出る場合、延べ利用者数の減が生じた月の実績を算出した計算シートも必要。  ※月平均利用延人数（ｃ）又は（ｄ）が  ７５０人以内の場合　　　　　→通常規模の事業所  ７５０人超の場合　　　　　　→大規模型の事業所  ・（参考）大規模型（特例）計算シート  　※大規模型の事業所（特例）を算定する場合必要。 |
| ②職員の欠員による減算の状況 | ※減算が解消される場合のみ添付  ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）  ・資格証・研修修了証の写し |
| ③高齢者虐待防止措置実施の有無 | 【添付書類不要】 |
| ④業務継続計画策定の有無 | 【添付書類不要】 |
| ⑤感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の対応  ※新型コロナウイルス感染症による場合の特例は、令和６年４月以降算定不可。 | ・利用延人員数計算シート（通所リハビリテーション）  （参考様式３０－２）  ※利用者減の月の実績を算出した計算シートと前年度の平均延べ利用者数等を算出した計算シートの両方が必要。  ・感染症又は災害の発生を理由とする通所介護等の介護報酬による評価　届出様式（参考様式３０）  ※基本報酬への３％加算は基本的に３か月間算定可能。  ※要件に該当しなくなった場合は、その旨の届出が必要。  ※加算算定の延長の届出をする場合は、（参考様式３０）のみ。 |
| ⑥時間延長サービス体制 | ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）  ※加算算定開始月のもの。  　※時間延長の際の勤務体制がわかるように記載。  ※提出後、別途運営規程の変更が必要。  （延長サービスを行う時間等を記載） |
| ⑦リハビリテーション提供体制加算 | ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）  ※加算算定開始月のもの。 |
| ⑧入浴介助加算  （Ⅰ）（Ⅱ） | ・事業所の浴室の平面図（別紙６）  ・事業所の浴室の写真  ※入浴介助加算（Ⅰ）と（Ⅱ）の併算定不可。 |
| ⑨リハビリテーションマネジメント加算  （イ）（ロ）（ハ） | 【添付書類不要】  ※リハビリテーションマネジメント加算（ロ）を算定する場合には、同加算（イ）の取組に加えて、「科学的介護情報システム（LIFE）」の登録が必要。  ※リハビリテーションマネジメント加算（イ）（ロ）（ハ）は併算定不可。  ※リハビリテーションマネジメント加算（ハ）は栄養アセスメント加算、栄養改善加算及び口腔機能向上加算（Ⅰ）（Ⅱ）ロとの併算定不可。 |
| ⑩リハビリテーションマネジメント加算に係る医師による説明 | 【添付書類不要】 |
| ⑪認知症短期集中リハビリテーション実施加算  　（Ⅰ）（Ⅱ） | ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）  　※加算算定開始月のもの。  ・理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の資格証の写し  ※（Ⅱ）の場合はリハビリテーションマネジメント加算を算定していることが必要。  ※短期集中個別リハビリテーション加算及び生活行為向上リハビリテーション実施加算との併算定不可。 |
| ⑫生活行為向上リハビリテーション実施加算 | ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）  　※加算算定開始月のもの。  ・理学療法士、作業療法士または言語聴覚士の資格証の写し  ・研修受講修了証  ※リハビリテーションマネジメント加算を算定していることが必要。  ※短期集中個別リハビリテーション加算及び認知症短期集中個別リハビリテーション実施加算との併算定不可。 |
| ⑬若年性認知症利用者受入加算 | 【添付書類不要】 |
| ⑭栄養アセスメント・栄養改善体制 | ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）  　※加算算定開始月のもの。  ・管理栄養士の資格証の写し  　※外部（他の介護事業所、医療機関又は栄養ケア・ステーション）との連携により管理栄養士を確保する場合  　　・他の介護事業所、医療機関又は栄養ケア・ステーションと取り交わした契約書等の写し  ※栄養アセスメント加算は、栄養改善加算、口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）及びリハビリテーションマネジメント加算（ハ）との併算定不可。 |
| ⑮口腔機能向上加算 | ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）  ※加算算定開始月のもの。  ・言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員の資格証の写し  ※口腔機能向上加算（Ⅱ）を算定する場合には、口腔機能向上加算（Ⅰ）の取組に加えて、「科学的介護情報システム（LIFE）」の登録が必要。  ※口腔機能向上加算（Ⅰ）（Ⅱ）ロは、リハビリテーションマネジメント加算（ハ）との併算定不可。 |
| ⑯中重度者ケア体制加算 | ・中重度者ケア体制加算に係る届出書（別紙２２）  ・利用者の割合に関する計算書（中重度者ケア体制加算）（別紙２２－２）  ・中重度者ケア体制加算に係る勤務表兼算定表  （参考様式４４）  ※加算算定開始月のもの。  ※「使用方法について」を確認してから作成すること。  ・看護職員の資格証の写し |
| ⑰科学的介護推進体制加算 | 【添付書類不要】  ※「科学的介護情報システム（LIFE）」の登録が必要。 |
| ⑱移行支援加算 | ・通所リハビリテーション事業所における移行支援加算に係る届出（別紙２４）  ・移行支援加算計算書（参考様式４６） |
| ⑲サービス提供体制強化加算  （Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ） | ・サービス提供体制強化加算に関する届出書  （別紙１４－３）  ・人材要件に係る算出表（参考様式２４）  ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）  ※届出日前一月のもの。  ※介護福祉士に係る要件において算定する場合、介護福祉士の氏名に朱書きでアンダーラインを引くこと。  　※勤続年数要件において算定する場合、直接提供職員のみ記載し、勤続年数１０年以上又は７年以上の者の氏名に朱書きでアンダーラインを引くこと。  ・介護福祉士の資格証の写し  ・実務経験証明書（参考様式２９）  　※勤続年数要件において算定する場合に必要。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| サービス種類 | 届出の種類 | 添付書類 |
| 介護予防  通所リハビリテーション | ①職員の欠員による減算の状況 | ※減算が解消される場合のみ添付  ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）  ・資格証・研修修了証の写し |
| ②高齢者虐待防止措置実施の有無 | 【添付書類不要】 |
| ③業務継続計画策定の有無 | 【添付書類不要】 |
| ④生活行為向上リハビリテーション加算 | ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）  　※加算算定開始月のもの。  ・理学療法士、作業療法士または言語聴覚士の資格証の写し  ・研修受講修了証  ※リハビリテーションマネジメント加算を算定していることが必要。  ※短期集中個別リハビリテーション加算及び認知症短期集中個別リハビリテーション実施加算との併算定不可。 |
| ⑤若年性認知症利用者受入加算 | 【添付書類不要】 |
| ⑥栄養アセスメント・栄養改善体制 | ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）  　※加算算定開始月のもの。  ・管理栄養士の資格証の写し  　※外部（他の介護事業所、医療機関又は栄養ケア・ステーション）との連携により管理栄養士を確保する場合  　　・他の介護事業所、医療機関又は栄養ケア・ステーションと取り交わした契約書等の写し  ※栄養アセスメント加算は、栄養改善加算、一体的サービス提供加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間は併算定不可。  ※栄養アセスメント加算を算定する場合には、栄養アセスメント加算の取組に加えて、「科学的介護情報システム（LIFE）」の登録が必要。 |
| ⑧口腔機能向上加算 | ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）  　※加算算定開始月のもの。  ・言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員の資格証の写し  ※口腔機能向上加算（Ⅱ）を算定する場合には、口腔機能向上加算（Ⅰ）の取組に加えて、「科学的介護情報システム（LIFE）」の登録が必要。 |
| ⑨一体的サービス提供加算 | 【添付書類不要】  ※栄養改善加算及び口腔機能向上加算の届出が必要。  ※栄養改善加算、口腔機能向上加算との併算定不可。 |
| ⑩科学的介護推進体制加算 | 【添付書類不要】  ※「科学的介護情報システム（LIFE）」の登録が必要。 |
| ⑪サービス提供体制強化加算  （Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ） | ・サービス提供体制強化加算に関する届出書  （別紙１４－３）  ・人材要件に係る算出表（参考様式２４）  ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）  ※届出日前一月のもの。  ※介護福祉士に係る要件において算定する場合、介護福祉士の氏名に朱書きでアンダーラインを引くこと。  ※勤続年数要件において算定する場合、直接提供職員のみ記載し、勤続年数１０年以上又は７年以上の者の氏名に朱書きでアンダーラインを引くこと。  ・介護福祉士の資格証の写し  ・実務経験証明書（参考様式２９）  ※勤続年数要件において算定する場合に必要。 |